

乳がん検診精密検査実施協力医療機関 登録制度

I 目的

- 1 乳がん検診に必要とされる精密検査実施方法及び精度管理の向上
- 2 一次検診機関との連携確立
- 3 精密検査実施協力医療機関の登録による要精検者の利便と精検受診率の確保
- 4 乳がん検診精密検査結果の確実な把握

II 登録の条件

- 1 乳がんの診断に習熟した医師が診察すること
診察する医師は、乳腺疾患について関係施設等（自機関を含む）において十分な経験・研修歴を有すること
- 2 担当医師等は、更新申請までに、部会が指定する研修会に出席すること
- 3 マンモグラフィによる画像診断ができること
 - (1) マンモグラフィ装置は、原則として日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たすものとし、適切な線量及び画質基準を満たすこと
 - (2) 特定非営利活動法人日本乳がん検診精度管理中央機構（以下、「精中機構」という。）によるマンモグラフィ画像評価を受けていること
 - (3) また、次の条件を満たしていることが望ましい
 - ア 読影を担当する医師は、精中機構が開催する読影講習会又はこれに準ずる講習会を修了していること
 - イ 精中機構により認定されたマンモグラフィ撮影技師（又は医師）がマンモグラフィ撮影を行うこと
- 4 乳房超音波検査ができること
 - (1) 表在用超音波診断装置を保有していること
 - (2) プローブは、10MHz以上の周波数を有することが望ましい
- 5 細胞診、生検の技術を有し、病理診断医との連携が取れる機関であること
- 6 所属郡市医師会会長の推薦があること。（ただし、鹿児島県生活習慣病検診等管理指導協議会乳がん部会（以下、「部会」という。）の承認をもって推薦に代えることができる。）

III 登録の期間

- 1 登録の期間は、部会において登録が承認された日の属する年度の翌年度の4月1日から2年間とし、2年に1回定期更新するものとする。
ただし、定期更新以外で登録（7月、11月、3月）するものについては、登録が承認

された日から次期定期更新までの期間とする。

- 2 上記Ⅱの条件を満たさなくなった場合は、登録を取り消すことができる。

Ⅳ 遵守事項

- 1 精密検査の結果は、速やかに一次検診機関に報告すること
- 2 症例により、部会から求められたときは、細胞検査所見及び生検を実施した場合はその所見を、手術を施行したときはその病理組織診断を部会に提出すること
- 3 追跡調査に積極的に協力すること
- 4 がん登録等の推進に関する法律第6条第1項のがん届出対象情報の届出が義務づけられている医療機関にあつては、当該義務を遵守すること
また、同法に基づく知事の指定を受けていない診療所にあつては、積極的に指定申請を行うよう努めること
- 5 登録条件等に変更が生じたときは、速やかにその旨を鹿児島県医師会あて報告すること

Ⅴ 登録後の措置

申請書に基づき、部会の審査を経て登録された精密検査実施協力医療機関は、鹿児島県生活習慣病検診等管理指導協議会が刊行する「鹿児島県乳がん検診精密検査実施協力医療機関登録名簿」に掲載し、事業の実施主体である市町村は、その名簿に従い、要精検者に対し利便を図るものとする。

Ⅵ その他

その他の必要な事項は、別に定める。

乳がん検診精密検査実施協力医療機関 登録申込要領

申込医療機関は、所定の申請書を所属郡市医師会を経て、鹿児島県医師会地域保健課まで送付する。

医師会に属さない医療機関については、直接鹿児島県保健福祉部健康増進課へ申請する。

鹿児島県生活習慣病検診等管理指導協議会乳がん部会